

所得から差し引かれる控除の種類・金額

所得控除の内容については、下記を参考に記入してください。

控除の種類	控除の要件等 (令和6年12月31日の現況)	控除額 (控除額の計算方法)																					
⑬ 社会保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担することになっている社会保険料（国民健康保険税（料）、国民年金保険料、介護保険料など）を支払った場合に記入してください。（国民年金保険料等の支払証明書を添付または提示してください。） (注) 配偶者やその他の親族の公的年金から天引きされている国民健康保険税（料）、介護保険料、後期高齢者医療保険料については、あなたの申告で社会保険料控除の対象とはなりません。	支払額全額																					
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	あなたが令和6年中に、第一種共済掛金及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合に記入してください。（支払った掛金の額の証明書を添付または提示してください。）	支払額全額																					
⑮ 生命保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族を受取人とする一定の生命保険契約などに基づいて保険料を支払った場合や、一定の個人年金保険契約で個人年金保険料をあなたが令和6年中に支払った場合に記入してください。（支払保険料や掛金の額の証明書を添付または提示してください。） (注) 個人年金保険料控除の適用は、年金の受給者が、自己又はその配偶者の場合に限りです。	一般生命保険料分（A旧契約分+B新契約分）+ C介護医療保険料分 + 個人年金保険料分（D旧契約分+E新契約分）（合計限度額 70,000円） <table> <tr> <th>区分</th><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr> <tr> <td rowspan="4">旧契約 平成23年12月31日以前の契約</td><td>A 一般生命保険 15,000円まで</td><td>支払額の全額</td></tr> <tr> <td>D 個人年金保険 15,001円～40,000円</td><td>支払額×1/2+7,500円</td></tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td><td>支払額×1/4+17,500円</td></tr> <tr> <td>70,001円以上</td><td>35,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="4">新契約 平成24年1月1日以後の契約</td><td>B 一般生命保険 12,000円まで</td><td>支払額の全額</td></tr> <tr> <td>C 介護医療保険 12,001円～32,000円</td><td>支払額×1/2+6,000円</td></tr> <tr> <td>E 個人年金保険 32,001円～56,000円</td><td>支払額×1/4+14,000円</td></tr> <tr> <td>56,001円以上</td><td>28,000円</td></tr> </table> ※旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、上記の計算式に基づき、旧契約・新契約ごとに控除額を計算して、合計します。その場合の限度額は28,000円です。ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約分のみで計算した控除額を適用することができます。	区分	支払保険料	控除額	旧契約 平成23年12月31日以前の契約	A 一般生命保険 15,000円まで	支払額の全額	D 個人年金保険 15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	70,001円以上	35,000円	新契約 平成24年1月1日以後の契約	B 一般生命保険 12,000円まで	支払額の全額	C 介護医療保険 12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	E 個人年金保険 32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	56,001円以上	28,000円
区分	支払保険料	控除額																					
旧契約 平成23年12月31日以前の契約	A 一般生命保険 15,000円まで	支払額の全額																					
	D 個人年金保険 15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円																					
	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円																					
	70,001円以上	35,000円																					
新契約 平成24年1月1日以後の契約	B 一般生命保険 12,000円まで	支払額の全額																					
	C 介護医療保険 12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円																					
	E 個人年金保険 32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円																					
	56,001円以上	28,000円																					
⑯ 地震保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族の住んでいる家屋や家財等を対象とした地震等損害部分の保険料や掛金を、あなたが令和6年中に支払った場合に記入してください。（支払保険料や掛金の証明書を添付または提示してください。）	A地震保険契約分 + B旧長期損害保険契約分（合計限度額 25,000円） <table> <tr> <th>区分</th><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr> <tr> <td rowspan="2">A 地震保険</td><td>50,000円まで</td><td>支払額×1/2</td></tr> <tr> <td>50,001円以上</td><td>25,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">B 旧長期損害保険</td><td>5,000円まで</td><td>支払額の全額</td></tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td><td>支払額×1/2+2,500円</td></tr> <tr> <td></td><td>15,001円以上</td><td>10,000円</td></tr> </table> ※一つの損害保険契約等が、地震保険契約と旧長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。	区分	支払保険料	控除額	A 地震保険	50,000円まで	支払額×1/2	50,001円以上	25,000円	B 旧長期損害保険	5,000円まで	支払額の全額	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円		15,001円以上	10,000円					
区分	支払保険料	控除額																					
A 地震保険	50,000円まで	支払額×1/2																					
	50,001円以上	25,000円																					
B 旧長期損害保険	5,000円まで	支払額の全額																					
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円																					
	15,001円以上	10,000円																					
⑰ 寡婦控除	① 夫と離婚した後に婚姻していない人で、子以外の扶養親族があり、令和6年中の本人の合計所得金額が500万円以下の人が該当します。 ② 夫と死別した後に婚姻していない人は、令和6年中の本人の合計所得金額が500万円以下の場合には、子以外の扶養親族の有無にかかわらず寡婦に該当します。 (注) 住民票の続柄に「妻（未届）」の記載がある方は対象外となります。	26万円																					
⑱ ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（令和6年中の総所得金額等が48万円以下で他の人の扶養親族等でない子）がある単身者で、令和6年中の本人の合計所得金額が500万円以下の人が該当します。 (注) 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外となります。	30万円																					
⑲ 勤労学生控除	あなたが学生又は生徒で、自己の勤労による給与所得等とその他の所得の合計所得金額が75万円以下で、かつ合計所得金額のうち、給与所得等以外の所得が10万円以下である場合に該当します。（在学証明書又は学生証などを提示してください。）	26万円																					
⑳ 障害者控除	あなたや、あなたの配偶者、その他扶養親族（配偶者控除や扶養控除を受ける、配偶者やその他の扶養親族に限りません。）が障害者の場合に該当します。（障害者手帳、障害者控除対象者認定証等を提示してください。） ① 特別障害者……身体障害者手帳又は障害者控除対象者認定証の障害の程度が1級又は2級の人のうち、重度の知的障害者と判定された人又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、障害等級が1級の人が該当します。 ② その他の障害者……身体障害者手帳又は障害者控除対象者認定証の障害の程度が3級～6級の人のうち、軽度の知的障害者と判定された人又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、障害等級が2級以下の人が該当します。	① 30万円（53万円） （ ）は同居の特別障害者の場合 ② 26万円																					
㉑ 雑損控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族（令和6年中の総所得金額等が48万円以下の人）が、震災、風水害、火災、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合に記入してください。（損害を受けた資産の明細書、証明書を添付してください。）	次のいずれか多い方の金額 ① 差引損失額－（総所得金額等の10%） ② 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 (注) 差引損失額＝損害金額－保険金等で補填される金額																					
㉒ 医療費控除（セルフメディケーション税制）	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、令和6年中に医療費又は医薬品等購入費を支払った場合に記入してください。（領収書の添付は不要です。） (注) 医療費の明細書を必ず添付してください。（領収書の添付は不要です。） (注) 明細書は受診者別、医療機関別に作成してください。 (注) セルフメディケーション税制を利用される方は、セルフメディケーション税制の明細書を必ず添付してください。（領収書の添付は不要です。）	①（支払った医療費－保険金等で補填される額）－（総所得金額等の合計額×5%と10万円との少ない方の金額）（限度額200万円） ②（セルフメディケーション税制で利用の方）（支払った医薬品等購入費－保険金等で補填される額）－12,000円（限度額88,000円） ※①・②のいずれか一方の控除しか受けられません。																					